

# 岐阜県公報

第 三 号

令和元年五月十四日

(火曜日)

## 目 次

### 規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商業・金融課) 九<sup>ハ</sup>

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納管理課) 九

### 告 示

肥料の登録 (農産園芸課) 一〇

肥料の登録事項の変更の届出 (同) 一〇

肥料の登録の失効 (同) 一一

道路の区域変更 (道路維持課) 一一

### 公 示

基本測量の実施 (用地課) 二二

公共測量の実施 (同) 二二

公共測量の終了 (同) 二二

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 二三

落札者等に関する公示 (図書館) 二四

土地改良区の定款の変更認可 (西濃農林事務所) 二四

土地改良区役員の退任及び就任 (恵那農林事務所) 二五

土地改良区役員の退任及び就任中訂正 (下呂農林事務所) 一六

### 正 誤

## 規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表利率(年利)の欄中「〇・五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同表十八の項を削る。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則  
 岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一上欄中「地域福祉課」を削り、同表地域福祉課の項を削る。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第九二二号	混合石灰肥	苦土マンガンほう素混合肥料	アルカリ分 四九・〇 く溶性苦土 九・〇 く溶性マンガン 〇・七〇 く溶性ほう	公定規格のとおり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一
岐阜県第九二二号	加工家きんふん肥料	鶏糞殺菌ベレット	窒素全量 三・五 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	公定規格のとおり	株式会社クレスト 愛知県小牧市大字大草五九九五番地

岐阜県第九二三号	炭酸カルシウム肥料	いなほ粒状苦土石灰	素 〇・三五 アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとおり	いなほ化工株式会社 富山県高岡市駅南四丁目八番六号
----------	-----------	-----------	------------------------------------	----------	------------------------------

岐阜県告示第七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第四項の規定により、次の肥料の登録事項変更の届出があつたので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第八八八号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇		関菱化学株式会社 茨城県土浦市右初字宮塚三〇四一番地の二
岐阜県第八八九号	炭酸カルシウム肥料	苦土炭酸石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土	公定規格のとおり	関菱化学株式会社 茨城県土浦市右初字宮塚三〇四一番地の二
岐阜県第八八七号	加工家きんふん肥料	レア・ゴード	窒素全量 二・五 りん酸全量 二・五 加里全量 一・〇	公定規格のとおり	イセファーム東北株式会社 宮城県加美郡色麻町黒沢字切付七番地の一〇

岐阜県第 八九〇号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状苦土炭 酸石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土 一一・〇	公定規 格のと おり	関菱化学株式会社 茨城県土浦市右柳字 宮塚三〇四一番地の 二	二
--------------	---------------	--------------	--	------------------	---	---

岐阜県告示第八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

登録 番号	肥料の 種類	肥料の名称	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	変更のあつた事項
岐阜県 第九二 一号	加工家き んぶん肥 料	殺菌鶏糞ペ レット	株式会社クレス ト 愛知県小牧市大 字大草五九九五 番地	肥料の名称 殺菌鶏糞ペレ ット 肥料の名称 鶏糞殺菌ペレ ット

岐阜県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年五月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 員 （メートル）	備考
県道	清高 見山 線	高山市清見町藤瀬二〇七 六番七地先から 同市同町同 六番六地先まで 二〇七	前 後	一五・八 一六・四 一五・八 一六・〇	二六・七 二六・七	

岐阜県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年五月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 員 （メートル）	備考
県道	本山 東線	揖斐郡揖斐川町外津汲字 白倉一九八七番二地先か ら 同郡同町同 一九八四番二地先ま で	前 後	一四・七 一四・七 二四・九 二四・九	一五・三 一五・三	

公 示

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量、航空重力測量）

三 作業期間

令和元年五月七日から

令和二年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により海津市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

海津市

二 作業種類

公共測量（数値図化修正）

三 作業期間

平成三十一年四月十九日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

海津市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったの  
で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成三十年七月二十五日から

平成三十一年三月十九日まで

四 作業地域

高山市、大野郡白川村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により飛騨市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
飛驒市
- 二 作業種類  
公共測量（修正数値図化）
- 三 作業期間  
平成三十年五月三十日から  
平成三十一年三月二十日まで
- 四 作業地域  
飛驒市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
瑞浪市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県瑞浪市釜戸町の一部（釜戸7）
- 三 調査を行った期間  
平成二十六年年度から平成二十八年度まで
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍図  
岐阜県瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日  
令和元年五月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
飛驒市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県飛驒市古川町信包の一部（信包）
- 三 調査を行った期間  
平成二十五年年度から平成二十九年度まで
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県飛驒市（古川町信包の一部）の地籍図  
岐阜県飛驒市（古川町信包の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日  
令和元年五月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
飛驒市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県飛驒市古川町黒内の一部（黒内）
- 三 調査を行った期間  
平成二十五年年度から平成二十九年度まで
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県飛驒市（古川町黒内の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市(古川町黒内の一部)の地籍簿  
五 認証年月日  
令和元年五月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
令和元年五月十四日

一 調査を行った者の名称  
岐阜県知事 古 田 肇  
飛騨市

二 調査を行った地域  
岐阜県飛騨市宮川町大無雁の一部(大無雁・落合)  
三 調査を行った期間  
平成二十六年から平成二十九年度まで  
四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県飛騨市(宮川町大無雁の一部)の地籍図  
岐阜県飛騨市(宮川町大無雁の一部)の地籍簿

五 認証年月日  
令和元年五月十四日

落札者等に関する公示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県図書館図書購入業務に係る基本契約 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成31年2月8日

4 落札者を決定した日 平成31年3月22日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市坂井町二丁目4番地  
岐阜県書店商業組合

代表理事 木野村 匡

6 落札金額 998円(本体価格1,000円(消費税及び地方消費税相当額を加算していない額)の図書に対する額(消費税及び地方消費税相当額を加算していない額))

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県図書館企画課資料係
- (2) 所在地 岐阜市守佐四丁目2番1号

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
五 三 土 地 改 良 区	平成三一・四・二五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
穂 積 土 地 改 良 区	平 成 三 一 ・ 四 ・ 二 五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 小 坪 土 地 改 良 区	平 成 三 一 ・ 四 ・ 二 五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 大 場 新 田 土 地 改 良 区	平 成 三 一 ・ 四 ・ 二 五

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年五月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
中津川市西部土地改良区	平成三・四・三	理事	後藤 展子	中津川市駒場 一一一番地
			三宅 茂男	同 二九〇番地の一
			加藤 修	中津川市茄子川 九〇〇番地
			垣内 高夫	同 駒場一五七番地の一八〇
			伊藤 勇	同 一六六番地の一八九二
			神谷 助明	同 一六六番地の一六三
			滝川 光晴	中津川市千旦林一五九八番地の七五
			市川 進	同 二八四番地
			岩塚 靖	同 九四三番地の一
			荻野 順生	同 一五六三番地の一〇一
			西林 春樹	同 一五三八番地の六三
			小林 健二	同 一六一七番地の七〇
			森崎 安春	同 一〇〇四番地の一
		監事	鈴木 弘	中津川市駒場 一五五七番地の一三
			穂波 信行	同 二二三九番地の一
			浅野 一弘	中津川市千旦林 一五六三番地の六

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
--------	-------	----	----	-----

中津川  
西部土地  
改良区  
平成  
三・四・三

理事	篠原道広	中津川市駒場	一五二六番地の二三
同	鈴木 陳	同 津島町	三番一五号
同	加藤 修	中津川市茄子川	九〇〇番地
同	片桐俊雄	同 駒場	一六二〇番地
同	穂波信行	同	二二三九番地の二
同	神谷助明	同	一六六六番地の一六三
同	黒川誠治	中津川市駒場町	三番一七号
同	木村昭壽	中津川市千旦林	八九七番地
同	梶田富夫	同	一三九五番地の一
同	日下部浩二	同	一五七〇番地の一五二
同	森崎安春	同	一〇〇四番地の一
同	西林春樹	同	一五三八番地の六三
同	根尾 隆	同	二二一九番地の二
監事	垣内高夫	中津川市駒場	一五五七番地の一八〇
同	渡邊 葉一	同	一六六六番地の三三六一
同	林 雄次	中津川市千旦林	一五八二番地の一

正 誤

(原稿誤り)  
 平成三十一年四月十二日第三千三十九号 土地改良区役員の退任及び就任二二五頁上  
 段後から四行目中「監事」は「同」の、同段後から三行目中「同 可児政秋」  
 は「監事 可児政秋」の誤り。

令和元年五月十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一  
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
 岐阜文芸社